

令和4年度第1回札幌市文化財保護審議会

日時 令和4年6月20日(月)14:00～

会場 札幌市役所本庁舎地下1階1号会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報告・質疑

I 経常事業(文化財係関係)

- 1 令和3年度事業報告
- 2 令和4年度実施予定事業

II 経常事業(埋蔵文化財係関係)

- 1 令和3年度事業報告
- 2 令和4年度実施予定事業

III 政策事業

- 1 歴史文化のまちづくり推進事業
- 2 文化財施設等保全事業

IV 札幌市の文化財保護制度の在り方について

3 閉 会

1 開 会

○事務局（宮村） 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長、宮村が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。これより座って説明させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、市民文化局長の本間より御挨拶申し上げます。

○事務局（本間） 皆様お疲れさまでございます。市民文化局長の本間でございます。

本日は御多用の中、令和4年度第1回札幌市文化財保護審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から、札幌市の文化財行政の推進のために特段の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、心よりお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

昨年度の第1回審議会につきましては、新型コロナウイルスの拡大の影響がございまして、オンラインによる開催というふうにさせていただいたところでございます。私も皆様方と直接お会いするのは今日が初めてということで、大変対面できてよかったなと思いますが、今年度につきましては、何とか感染状況が比較的落ち着いているということもございましたので、このような形で開催をさせていただくこととしました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、2年以上にも及びます長い期間、市民の皆様にもいろいろと御負担と御対応をお願いしているところではありますけれども、最近になりまして、ワクチン接種の進展ということもありますし、あるいは、皆様お一人お一人の基本的な感染対策を徹底していただいているというものの効果も出てきているのかもしれませんが、そういったこともあって、札幌の夏の風物詩でもございます「YOSAKOIソーラン祭り」、あるいは「札幌まつり」の露店、これも3年ぶりに再開ができたということもございます。少しずつではありますけれども、市民生活あるいは経済活動にも復調の兆しが見えてきているのかなというふうに感じているところでございます。

札幌市における文化財の関係では、令和2年3月に設立をいたしました「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」、こちらが主体となって進めております事業、こちらにつきましてもコロナ禍ということがございまして、これまでの2年間はなかなか想定どおりの事業が進められなかったという部分もございましたが、3年目となります今年度につきましては、市民ワークショップですとか、あるいはモニターツアー、こういったものをより充実させながら、何とかこれまで以上に市民の皆様と、あるいは有識者の皆様方と連携協働による文化財の保存・活用、こういったものの推進に取り組んでまいりたいと考えているところです。

また、札幌市の有形文化財でございます清華亭につきましても、この耐震改修工事と、あわせまして展示のリニューアル、これを来年度から令和6年度までかけまして行ってまいりたいというふうに考えているところです。

札幌市は今年、市制施行100年ということで大きな節目を迎えることとなりますが、

これから次の100年ということをしかりと見据えながら、貴重な財産でございます札幌市の文化財の価値と、あるいは魅力と、こういったものが多くの市民の間で共有され、その保存と活用というものを確かなものとしていけるように、さらに取組を進めてまいりたいと考えているところです。

結びになりますが、本日は、札幌市の文化財の保存・活用の推進のためにも、ぜひ活発な御審議をしていただけますとともに、引き続きのお力添えをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（宮村） なお、大変申し訳ございませんが、本間は別の用務と重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

○事務局（本間） それでは、皆さんよろしくお願いいいたします。失礼します。

○事務局（宮村） 審議会に先立ちまして、4月の人事異動で事務局の職員が替わっておりますので御紹介させていただきます。

文化部長の柏原です。

○事務局（柏原） よろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） 私、文化財係長の宮村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

文化財係の担当で、立花です。

○事務局（立花） よろしくお願いいいたします。

○事務局（宮村） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料につきまして確認させていただきます。事前に送付いたしました資料を御覧ください。

まず、1枚物の資料が2点、次第と委員名簿がございます。次に、「札幌市文化財保護条例」「札幌市文化財保護条例施行規則」「札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領」「札幌市文化財保護審議会傍聴要領」といった審議会の関係規程類をまとめたものが5枚、両面印刷で配付しております。次に、表紙に「令和4年度札幌市文化財保護審議会（第1回）」と記載された資料がございます。こちらは、目次に続きまして1から6ページが本編、続けて7ページから88ページまでが別添資料になります。別添資料のほうには、それぞれ右肩に1-1から9-4まで資料の番号を付してございます。また、今日、追加資料といたしまして、右肩に「北海道文化財保護条例施行規則より抜粋」という資料がございます。そちらも併せて御覧いただきたいと思っております。

また、お手元のほうに「口座振替申出書」と「請求書」の2枚をクリアファイルに入れて置かせていただいております。こちらは会議終了後、押印いただきましたものを回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、資料につきまして不足はございませんでしょうか。

次に、審議会の成立について御説明いたします。

本日は10名中、小澤委員が欠席の連絡がありましたので、9名の委員の皆様にご出席

いただいております。文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていますことから、この会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここから谷本会長のほうに議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議 事

○谷本会長 会長の谷本です。よろしくお願いいたします。

スムーズに審議が図られますように皆様の御協力をお願いいたします。

また、傍聴の方がいらっしゃいますが、先ほど案内がありましたけれども、傍聴要領がございます。これを遵守していただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元の次第に従いまして審議を進めていきたいと思っております。

本日の議事は、大きく分けて4件ございます。このうち、議事（1）のⅠ、経常事業（文化財係関係）、これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） それでは、1ページのⅠ、経常事業（文化財係関係）の1、令和3年度事業報告について御説明いたします。

まず、（1）市内文化財の指定等についてでございます。

こちら、令和3年度の市内の指定・登録文化財の状況につきましては、資料の7ページから9ページ、別添資料1-1、1-2を御覧ください。

市内の指定・登録文化財の一覧になっております。令和3年度中に新たに指定・登録を受けた文化財はありませんでした。ですが、令和4年3月18日に行われました第235回文化審議会文化財分科会において、北海道大学が所有する北海道大学「空沼小屋」が国登録有形文化財に登録される旨の答申がなされております。今後、正式に登録されるものと思っております。

資料の1ページにお戻りください。

次に、（2）札幌市所有文化財の保存・活用についてでございます。

札幌市が所有する指定・登録文化財のうち建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用の在り方を検討の上、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施し、観覧施設等としての公開等を行っております。また、指定文化財である歴史資料等は、複製を活用するなどして適切な保存と公開に努めております。

文化財課では、13件の指定文化財、国指定が4件、道指定が2件、市指定が7件を所管するほか、市有施設等において地域の団体等が資料の保存・展示を行う郷土資料館への支援を行っており、令和2年度に続き令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設とも休館や利用制限等を含む対策を実施しております。また、感染状況が落ち着いた令和3年11月20日から12月19日には観光需要の喚起策として、時計台・豊平館の両施設が市有施設無料化の取組に参加しております。

資料の10ページを御覧ください。

別添資料1-3になります。こちらは、主な札幌市所有文化財の管理方法や公開状況、観覧者数などをまとめた資料になります。

文化財施設の観覧者数は、多い順に、時計台、旧札幌控訴院、札幌市資料館になります。その次、旧永山武四郎邸、豊平館となっておりますが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響により、観覧者数は令和元年度と比べて大幅に落ち込んでおります。

また、時計台と旧永山武四郎邸につきましては、今年度で現在の指定管理者による管理が終了することから、新たな管理者を決定するための選定事務を現在行っているところで

す。

次のページの資料1-4は、札幌市が土地または建物を所有している市内の郷土資料館を一覧にまとめたものになっております。

資料の1ページにお戻りください。

(3) 無形文化財保存伝承事業について御説明いたします。

札幌市では、市指定無形文化財丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事でもあるアシリチェプノミの保存伝承事業に対する補助事業を行っており、令和3年度も両保存団体から申請がなされました。このうち丘珠獅子舞については、新型コロナウイルスの影響により祭事は中止、また伝承事業も制限され、補助対象となる活動実績がなかった旨の報告を受けております。また、アシリチェプノミのほうは、無観客で実施されております。

次のページを御覧ください。

(4) 普及啓発について御説明いたします。

令和3年度は、市民等に対し文化財の価値と魅力を発信するため、各種情報媒体の整備、文化財課ホームページでの情報発信、職員による文化財の普及啓発講座等を実施しました。例年実施している札幌市文化財保護指導員による文化財普及講座は、新型コロナウイルスの影響により申込みが激減し、実績が1件にとどまってしまいました。

次に、(5) その他の主な取組について御説明いたします。

これまで御説明した以外に、時計台創建記念日記念事業がございます。時計台をより市民に親しんでもらうための活動を行っている時計台まつり実行委員会により、「時計台創建143周年記念式典」及び「記念演奏会」が開催されました。例年は記念事業に対して補助を行っており、令和3年度についても予算を組んでおりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、記念行事の規模が大幅に縮小され、補助金の申出がなかったことから、行事の広報等の支援を行ったものでございます。

続きまして、2、令和4年度の実施予定の事業につきまして御説明いたします。

記載しておりますとおり、(1) 札幌市所有文化財の保存・活用は継続。

(2) 無形文化財保存伝承事業については、丘珠獅子舞からは既に補助金の申請がなされており、交付決定も終えているところです。また、アシリチェプノミにつきましても、補助金の申請自体はまだ届いておりませんが、実行委員会とは調整を行っているところで

あり、引き続き支援を行う予定としております。

なお、丘珠獅子舞は、9月15日の丘珠神社例祭に奉納される予定となっており、アシリチェプノミのほうは、9月11日の実施に向けて準備を進めていると聞いております。

(3)の文化財の普及・啓発については、文化財保護指導員による文化財普及講座を継続するほか、冊子の「札幌の文化財」と「文化財めぐりマップ」の配布を継続いたします。

(4)のその他、時計台創建記念日記念事業への支援につきましても継続してまいります。

ただ、いずれの事業につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、事業実施の是非を含めた対策等を講じていく方針でございます。

以上で、I、経常事業（文化財係関係）についての御説明を終わります。

○谷本会長 ありがとうございます。

経常事業（文化財係関係）について、事業報告が(1)から(5)まで、実施予定事業は(1)から(4)まで御報告をいただきました。

配布資料2枚目の2の(2)ですね、「アシリチェプノミ」の表記ですが、「リ」と「プ」は小文字ですね。これは修正をお願いします。

今御報告のありました経常事業、文化財係の関係に関する経常事業についての御説明に対して御意見、御質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

甲地先生お願いします。

○甲地委員 普及事業の普及講座ということで御説明いただいたのですけれども、これは毎年どのように決まるものなのでしょうか。何か中期計画とか、そういうのに基づいているのか、あるいは単年度ごとにテーマをその都度決めて何か実施されているのでしょうか。

○事務局（宮村） 基本的には、申込みによる講座がほとんどでございました。あとは他の機関、生涯学習センターとか、別な団体からの申込が件数としては多いと思っております。

○甲地委員 あらかじめ、ある程度メニュー的なものを既にお持ちで、それを市民の方に選んでいただくという形態ということですか。

○事務局（宮村） 実施したい方との打合せの中で、テーマを寄り添った内容にアレンジしたりというのは常にやっているところでございます。

○甲地委員 ありがとうございます。

○谷本会長 よろしいでしょうか。

○甲地委員 はい。

○谷本会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、照井先生。

○照井委員 1番の報告の中で、「空沼小屋」が登録有形に答申されたということで、札幌市として、今後、登録有形になった後、何か活用等々で関わっていったりとか、有効に

活用していったりなどの計画などは、何かお考えがありましたら教えていただければと思います。

○事務局（宮村） まだ登録文化財の「空沼小屋」の活用についての具体的な計画というのは持ち合わせていないところですが、いろいろな文化財の活用の中で、当然、登録文化財としての活用や、また、後ほど説明させていただきます歴史文化のまちづくり推進協議会という事業の中での活用が今後図られれば良いと思っているところでございます。

○照井委員 せっかくなので、ぜひ有効に活用していただけるような援助をしていただけるとありがたいなと思います。

○谷本会長 御意見ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○事務局（宮村） 資料に誤植がありました。先ほど御説明するのを失念しておりましたので、訂正させてください。資料の10ページを御覧ください。

札幌市の所有文化財の管理及び活用状況という資料で、令和3年度の人数に一部誤植がありました。豊平館が、令和3年度「14,226」と記載されておりますが、「16,394」になります。同じく、永山武四郎邸が、「17,476」と記載ありますが、「19,277」になります。

こちら、3月分の集計が漏れておりましたので、それを足すと訂正した数字になります。大変申し訳ございませんでした。

○谷本会長 はい、結構です。別添資料1-3の中の数字ということですね。そうすると、この対前年比のパーセンテージも計算すると変わってくると、こういうことですね。分かりました。増えているわけですから、前年比が少し上がると、こういうことになろうかと思えます。ありがとうございました。

よろしいでしょうかね、ほかに。コロナウイルスの影響がまだやっぱりあって、来年度もそれを前提にした対策等を講じていくと、こういうような御説明でした。

御質問等ないようでしたら、続きまして、議事のⅡ、経常事業（埋蔵文化財係関係）、これについて御説明をお願いします。

○事務局（藤井） 埋蔵文化財普及啓発担当係長の藤井と申します。よろしく申し上げます。着席で説明を進行させていただきます。

私のほうからは、埋蔵文化財関係の令和3年度事業、それから令和4年度事業予定について御説明いたします。資料の3ページを御覧ください。

まず、埋蔵文化財保護事業ですが、市内の埋蔵文化財包蔵地は現在542か所となっております。昨年度から変更等はございませんでした。

令和3年度の協議件数等につきましては、表の1に掲載してございます。括弧の数字は、3年度の件数から2年度の件数を引いた数字で、件数の増減を表しております。前年度と比べますと、相談は、公共事業、民間事業とも増加しましたが、実際に協議を行った件数、届出が提出された件数につきましては、ほぼ横ばいでありまして、全体としては

微増傾向というふうになってございます。所在・試掘調査につきましても増加傾向となっておりまして、おおむね公共事業、民間事業とも増加傾向にあると言ってよろしいかと思えます。インフラ事業から見る限りでは、社会全体としてやや上向きになっているのかなというふうに捉えられるかと思えます。

なお、埋蔵文化財保護のための手続に関しましては、対面による協議が基本となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、相談・協議以外の埋蔵文化財包蔵地分布図による包蔵地の確認などにつきましては、ホームページでの確認を推奨しているほか、協議を経た後の書類の提出につきましても郵送での提出をお願いして、可能な限り来所のほうを控えるよう継続的に指導させていただいているところでございます。

発掘調査事業につきましては、表の2のほうに整理してございます。令和3年度につきましては、北区屯田にありますK496遺跡で、縄文、続縄文文化の調査を実施いたしております。また、平成30年度、令和元年度に発掘調査を実施いたしました北区西茨戸のK556遺跡、それからK557遺跡につきましては、発掘調査報告書を刊行してございます。

続きまして、普及啓発事業について説明させていただきます。

まず、埋蔵文化財センター普及啓発事業につきましては、表3のほうにまとめてございますが、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が最も大きい年でございました。5月のゴールデンウィーク中から臨時休館となりました展示室につきましては、7月中旬に2週間ほど解除期間があったのですが、9月の末まで、ほぼ5か月間にわたって臨時休館となりました。

展示室の入館者数では、コロナ前でおおむね年間4万人前後の入館者がありましたので、下半期でやや盛り返してはいるのですが、半数以下まで落ち込んでいるということになってございます。

10月から展示室を再開いたしましたが、対面で実施する事業が基本の私どもにとりましては、団体見学等の対応ができずに大変厳しい状況が続きましたが、ワクチン接種などが進んだことなどもありまして、年末から年度末にかけては出前講座の対応を再開してございます。

埋蔵文化財展示室企画展につきましては、4月から北海道が中心となって実施してきた縄文世界遺産の登録推進事業を応援するパネル展を開催しております。世界文化遺産登録が決定いたしました7月27日からは、登録決定記念パネル展といたしまして展示パネル内容を一新してございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして4ページになりますが、丘珠縄文遺跡運営管理事業につきまして説明させていただきます。

令和3年度につきましては、通常どおり4月29日に夏期営業をオープンしたところでしたが、こちらも新型コロナウイルスの影響を受けまして、やはりゴールデンウィーク中の5月3日から9月30日まで、こちらも7月中旬の約2週間をのぞいて臨時休館という

ふうになってございます。

表の4のほうに来館者数をお示ししておりますが、センターの展示室よりもさらに大きな落ち込みとなっております。

10月1日からの再開後も、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、団体利用の受付、ボランティア活動、対面式の養成講座、土器の3次元パズル、それから縄文土器づくりにつきましては休止、火起こし体験につきましては、1日の利用者人数を制限して、土日限定して実施しております。昨年度と同様に、縄文勾玉づくりに関してのみ感染予防対策を講じながら実施してございます。

発掘調査につきましては、8月25日から9月28日まで、こちらはボランティアの参加は見合わせまして、職員と補助スタッフのみで実施してございます。この間は緊急事態宣言の発令中でもあったのですが、ボランティア向けの遺跡見学会、それから「遺跡公開デー」とも中止としてございます。ボランティアに登録していただいている皆さんに対しましては、これまでも紙媒体でのボランティア通信を配付いたしまして、近況報告ですとか連絡事項を行っておりましたが、3年度中には連絡事項などのオンライン化を図りまして、あわせて登録者限定で、発掘の様子ですとか講座の動画配信なども実施したところでございます。

引き続きまして、令和4年度に実施を予定している主な事業計画について説明させていただきます。

まず、埋蔵文化財保護事業ですが、今年度の発掘調査事業につきましては、表の5のほうにまとめてございまして、発掘調査が2件、報告書作成が1件ございます。

現場作業のほうは、1件目が西区八軒にございますN434遺跡、2件目が北区屯田町のK498遺跡になります。

N434遺跡は、民間の建物建設に伴うものでございまして、縄文文化の遺物、それから擦文文化の竪穴住居などが見つかってございます。

K498遺跡のほうは、市の道路新設事業に伴うものでございまして、縄文文化の遺物が見つかっております。こちらは平成30年度以降、継続して発掘調査を実施してきている一連の事業ということになります。

現場の作業は、八軒のほうは6月の初めから既に実施中ではございまして、8月の前半までの予定です。屯田のほうは8月の後半から開始いたしまして、11月の下旬までを予定しているところでございます。

報告書作成業務につきましては、昨年度に発掘調査を実施いたしました北区屯田のK496遺跡につきまして報告書作成を行い、年度末に報告書を刊行する予定でございます。

次に、今年度の普及啓発事業についてですが、現在は、これまでと同様に新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、展示室を開館し、5月からは展示室を活用した校外学習の団体見学、それから出前講座の受入れを再開いたしました。また、今年度は「カルチャーナイト」にも施設参加をする予定でございます。

企画展に関しましては、昨年度に引き続きまして「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録決定記念パネル展ということで継続して実施をしているところでございます。

続きまして、丘珠縄文遺跡についてですが、こちらも予定どおり、4月29日から夏期営業がスタートしてございます。今年度は、体験学習におきましては、道具の配置ですとか、あるいは人数を制限しながら、有料・無料の体験とも万全の感染防止対策を取りつつ実施していく予定でございます。

縄文土器づくりにつきましては、7月の末の土日、それから、縄文勾玉づくりにつきましては、8月の初めの土日に実施する予定でございます。

また、発掘調査に関しましては、ボランティア参加を再開する予定でございまして、発掘調査指導を含めた養成講座ですとか、遺跡公開イベントにつきましても順次実施していく予定としてございます。

今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況をにらみながらの運営ということになると考えているところでございますけれども、現時点では、ピーク時のおおむね6割程度まで利用者数の回復が見られてございます。今後、施設の閉館とかというような事態にならなければ、8割程度までは回復できるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

以上が令和4年度の実施予定の事業でございます。

私のほうからは以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

Ⅱ、経常事業（埋蔵文化財係関係）として、令和3年度の事業報告が（1）から（3）、令和4年度の実施予定事業、もう既に始まっているものもあるというふうな御説明でしたが、これについて何か御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

お願いします。今井委員。

○今井委員 4ページの表5の中に、N434、民間会社から出ているのですが、例えばこういうふうに発掘調査が始まった場合、大体、この場所ではどのぐらいの期間、こういう事業が続くのかなということの何か見込みがあれば教えていただきたいことと、あと、こういう民間会社の土地から出てきたということの理解でいいのでしょうか。

○事務局（藤井） そうですね。

○今井委員 その場合の発掘の経費というのは、その民間会社のほうで負担することになると理解していいのでしょうか。

○事務局（藤井） そうです。事業者様の負担をお願いしているという形になります。

○今井委員 遺跡の場合でいうと結構いろいろ出ているなという感じがしたものですから、結構量的にも埋まっているのかなと思ったものですから。何年ぐらいかかりそうだとするのがもしあれば、教えていただきたいなと思います。

○事務局（藤井） 今年度のN434遺跡の部分につきましては、N434遺跡自体は広いのですが、今回の事業地がそれほど広くはなくて、発掘調査が必要な面積としては、こ

ここに記載がありますように690㎡になってございます。こちらのほうは6月の初旬から始めまして、8月のお盆前までの発掘調査なので、現地の発掘調査は8月のお盆前までで終了ですね。現地のほうはそれで終わりました、事業者さんに引き渡す形になります。その後、発掘調査で出土したものをセンターに持ち帰って整理作業を進めるのですが、今年、現地で発掘調査をしたものにつきましては、翌年度に発掘調査報告書の刊行までで、一つの事業が終了ということになります。

○今井委員 分かりました。ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

昨年度はかなり、新型コロナウイルス感染の影響でできなかったことがたくさんあったということ。また、今年度はなるべく気をつけながら通常に戻していくという御予定ということなのですね。分かりました。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、議事を進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事のⅢ、政策事業ですね。このうち、1番目、歴史文化のまちづくり推進事業、これについて説明をお願いします。

○事務局（宮村） それでは、資料の5ページを御覧ください。

本事業は、令和元年度から4年度にかけて、札幌市と市民、有識者等が連携し、札幌市文化財保存活用地域計画に基づきまして、文化財の調査や活用の取組を推進するものでございます。

令和2年3月に設立した、札幌市、札幌観光協会、札幌商工会議所の3者からなる札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による各種事業の推進のほか、市内文化財のデータベース化、郷土資料館の支援手法の検討等を行うこととしております。

まず、（1）文化財データベースの構築について御説明いたします。

令和2年度から行っている事業で、市内の指定・登録文化財、さっぽろ・ふるさと文化百選選定物件、札幌市の既往調査で把握した歴史的建造物、一部を除く郷土資料館の収蔵資料の情報を集約したデータベースを構築しまして、令和3年3月からインターネットで公開しております。また併せまして、データベースに登録された情報をスマートフォン向けアプリ「にっぽん風景なび」というものに掲載をしております、令和3年6月から開始しているところです。

データベースの情報につきましては、令和4年度以降も継続して追加・更新をする予定としております。

次に、協議会による事業について御説明いたします。

令和2年度以降、札幌の文化財・歴史文化の価値と魅力を伝える新たなコンテンツである関連文化財群及びストーリーの設定に向けた市民ワークショップを開催しております。令和2年度は「大友堀」「開拓使」「札幌軟石」の3テーマを、また令和3年度につつま

しては「縄文文化」「札幌オリンピック」の2テーマについて、参加者の意見等を踏まえた関連文化財群を設定いたしました。また、文化財や歴史文化を観光資源等として活用する取組を促すため、ボランティアガイドの育成講習会、モニターツアー、文化財の普及・啓発のためのシンポジウムを開催したほか、設定した関連文化財群を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレットを作成いたしました。

協議会による令和4年度の取組ですが、上記の一連の事業を継続いたします。また、新たなテーマで関連文化財群等を設定し、その後の事業展開を行う予定としております。

資料の12ページを御覧ください。別添2といたしまして、18ページまで協議会の令和3年度の活動報告をつけております。13ページから市民ワークショップ、14ページにはボランティアガイド講習会、15ページは文化財モニターツアー、16ページにはシンポジウム、17ページ、18ページにはパンフレットの制作の内容が記載されてございます。

18ページの取組につきましては、新たな取組といたしまして、子どもにも札幌の文化財や歴史文化の魅力が伝わるようにと、小学校4年生から6年生をメインのターゲットとしたパンフレットを制作して配布したものでございます。

次の19ページから20ページにつきましては、令和4年度、今年度の協議会の一連の取組について、現時点の予定と想定スケジュールを添付してございます。

資料の5ページにお戻りください。

続きまして、(3)郷土資料館の支援手法検討について御説明いたします。

こちらは令和3年度からの事業になります。札幌市が建物または土地を所有している郷土資料館においては、入館者数の低迷や、展示内容の陳腐化、管理運営に関わる保存団体等の高齢化による担い手不足など、様々な課題を抱えていることから、その支援手法を検討することとしております。

令和3年度は、過去に札幌市で実施した市民・各郷土資料館へのアンケート及び各郷土資料館へのヒアリング結果を基に抽出した課題について、他都市の取組状況を調査し、各課題に資する効果的な取組を調査検討するとともに、将来的に札幌市へ求められる方策を整理しております。

資料の21ページから39ページまでが別添4といたしまして、過年度に行いました調査結果、一部抜粋したものを付けておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、データの変換がうまくいかず、一部印刷が非常に見づらくなっている箇所がございますので御了承いただければと思います。

令和4年度は、調査結果を踏まえまして、各郷土資料館の収蔵品のうち、特に発信したい資料を「北海道デジタルミュージアム」に登録を行う予定で考えております。また、各郷土資料館の魅力発信の足がかりとして、インターネット環境の整備を行うことを予定しているところです。

歴史文化のまちづくり推進事業については以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

議事のⅢ、政策事業の1番目ですね、歴史文化のまちづくり推進事業について御説明をいただきました。これについて御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

神先生お願いします。

○神委員 郷土資料館の支援手法の検討についてですけれども、いろいろアンケート結果の集約とか、専門家の意見とか、資料をまとめられているのですけれども、今後の方向性としては、どのような具体的な検討を進めていかれるのか、教えていただきたいと思いません。

○事務局（宮村） まず、短期的な展開といたしましては、今年度も事業を予定しております「北海道デジタルミュージアム」が、今年4月から本格実施しているもので、いわゆる検索のポータルサイト的なものになります。こちらのほうに登録をすることで、見てもらう入り口をまず整理をしていきたいと考えているところでございます。

また、同じく先ほども説明いたしました、インターネット環境がそれぞれの施設にないので、Wi-Fiを整備することによって、いろいろなことを検索しやすい環境を、まずは作りたいと考えているところです。

○神委員 まず、展示品の陳腐化だとか担い手の不足だとか、いろいろ大きな課題があって、その情報発信以前の課題についてはどのような検討がされているのか。ざっと見た感じでは、入館者が非常に少ない施設がありますし、説明員が常駐していない施設もありますので、設立当初の役割とは大分利活用のほうも変わってきているのかなと思います。だんだん当時のことを知っている方が少なくなって、全く知識のない中で、小中学生が行っても、道具がどうやって使われるものなのか、そういった説明を実際に受けないと資料館を見てもよく分からないという方もたくさんいると思うので、その辺の各施設の利活用の方法というのを個別にもっと突っ込んだ検討をしていく必要があるのではないかなと感じておりますし、また、利用されていない、活用されていない施設に関しては、建物自体が価値のあるものもありますけれども、建物自体それほど価値のないものに関しては、もっと利用者が利用しやすい、取り上げやすい区民センターとか区役所だとか、もっと人目に触れやすい場所に移転集約するとか、何かもっと利活用するための具体的なそれぞれの資料館の方針みたいなものが必要なのではないかなという気がいたしておりますので、御検討いただければと思います。

○事務局（宮村） 貴重な御意見として、今後の資料館の支援業務の内容につきまして、今御意見いただいたことも含めまして、検討したいと思います。ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○内山委員 郷土資料館、13施設ということで、学芸員とか、そういったのはどの程度配置があるのかなというのが、利活用というところを実際に本当にやろうとすれば、専門家の配置というのは、本来は必要になるかと思うのですけれども、なかなか予算上難しい

のかもしませんが、どのぐらい配置されているのか説明いただけますか。

○事務局（宮村） 資料の11ページです。郷土資料館の一覧になりますが、右から3番目の管理状況が、それぞれ保存会で1日あたりに配置している人数になっております。当番の方は保存会などで決めていて、その方が御説明をしている状況です。

○内山委員 なかなか難しいですかね、やっぱり。常勤でというのはどこでも。

○富士田委員 資金が足りないのではないですか。お金だと思います。

○内山委員 それですね。それに尽きる。

○富士田委員 ちょっと質問していいですか。

○谷本会長 富士田委員、どうぞ。

○富士田委員 すみません、私も、子育て終わっていて最近の事が分からないのですけれども、例えば小学校のサブテキストみたいなもので、「私たちのまち」とか、「郷土の歴史」とかというような授業とかテキストとかはないのでしょうか。そういうものがあると、何かの時間に自分の一番近いところの郷土資料館を見に行くとかという授業の中での活用があると思うのですが、そんな感じに今なっているのでしょうか。

○今井委員 実は私もその点、大変関心持っていて、数年前になりますけれども、教育委員会にお話を聞いたことがあるのです。そのときの担当の先生のお話ですと、札幌市内であれば、全体的なそういう副読本ということだと思っておりますが、そういうものは特にないということで。ただ、10区のうち豊平区が単独でそういう副読本を作っているのだそうです。だから、今の話であれば、豊平区のそういう歴史文化の副読本との関わりで、この13の中には、例えば平岸郷土史料館があるので、うまくつながることができないのかなと、私もこの資料を見たときにそう感じていたのですよね。だから、その辺、私も中身はよく分からないのですけれども、うまくそういうふうに関わりを築いていけば、子どもたちの活用というか、関心をうまく持っていただけるのかなというふうに思って読ませていただきました。

○田山委員 その点に関していいですか。関連するので、意見ではないのですけれども、3年生と4年生は地域の学習をすることになっています。これは学習指導要領に決まっていますので、どこの学校でも基本的には行くと。できれば、体験、実際に行ってみるのが今の学校の実態ですと。副読本については、3年生と4年生は、札幌市はちょっとほかの土地と違って有料なのですけれども、副読本あります。多くの地方の都市では、一括して教育委員会が作成しています。札幌市は作成していません。個人で買っていますが、立派な副読本があります。それで学習することになっていますが、アンケートの中にもありましたけれども、一つは、コロナのこともありますけれども、社会科の時間がすごく少なくなったので、わざわざ何時間もかけて見に行くことがなかなかできなくなっていると。それから郷土館自体が、ここにあるようにほとんどボランティアと日常開いていないので、学校は大変使いづらいということがあって行きづらい。以前はもっと活発に使われておりました。年々、郷土館に行く学校が少なくなり、授業が少なくなったということ

が影響しているのではないかなというふうに思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。今、副読本についての議論がございました。副読本は教育委員会の関連になるかもしれませんが、これと個々の文化財施設との関連についてですね、市が管理している郷土資料館等との。この双方についての接点といたしましうかね、有機的な関連性みたいな部分に関しては、先ほど「さっぽろ文化財散歩」は、小学校4年生から6年生までを対象としているという、こういう御説明もありましたけれども、学校教育と文化財行政との連携について、そのあたりの関係はどのような取組がなされていますでしょうか。

○事務局（宮村） 現時点での具体的な教育委員会との連携は、行ってはいないところですが、学校の社会科見学の中で使われている郷土資料館もあると聞いているところです。説明員がいないところもありますので、全部の郷土資料館が対応できるものではないと思っておりますが、今後支援していく中で教育委員会との連携という部分も念頭に置きながら検討したいと思っております。

○谷本会長 分かりました。ほかにはいかがでしょうか。今の議論に関連しても関連しなくても大丈夫です。

○甲地委員 郷土資料館のこの事業、私も非常に興味を持って資料を読ませていただいております。今年の事業としては、デジタルミュージアム、それからインターネット環境の整備ということを目指して掲げていて、それはそれで進めていただければいいかと思うのですが、今お話を伺っていると、いかに人を使うかとか、人を育てるかとかという、そういった部分の何か対策に関する事業が必要なのではないかなというふうに感じられました。

例えばインターネット環境の整備は、いいことなのですけれども、説明にあったように、それぞれの顔になっていらっしゃる方たちの御高齢化が指摘されておりましたので、そうすると、もちろん高齢者だからといって皆さんがデジタルに疎いとは限りませんけれども、やはり自らデジタルを使って情報発信というのはなかなか難しい部分があるのではないかと思います。そうすると、何のためのインターネット環境の整備だろうという部分が感じられたのと、もしもこれが発信する側ではなくて、訪れる人のためのWi-Fi整備であるならば、もっと訪れやすくするような、例えばこの13施設を全部回ってスタンプラリーとか、それは今だったらスマホをかざしさえすれば、そこで自動的にスタンプが押されるので、施設にいる人は特に何もしなくていいといったようなアプリがありますし、それほどお金がかかるものではないので、そういう全体を巡れるような、統括的なというか、その役割をするのが札幌市さんの事業としてのやり方なのではないのかなというふうに考えております。そこら辺ですかね、学校の活用も含めて人の動きをどうつくるか、それから、そこにいらっしゃる方たちが、その資料なりを分かっていたりするような説明ができる人たちの人材育成というのでしょうかね、それも多分、今後の事業としてお考えい

ただければいいのかなと思って拝見しておりました。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほかに何か。高瀬先生、お願いします。

○高瀬委員 今、歴史文化まちづくり推進協議会が検討しているということですが、郷土資料館の事業についても、来年度、何らかのまとまったアイデアみたいなものが出てくる、そういうふうを考えてよろしいのでしょうか。4年度末とか。

○事務局（宮村） まずは短期的なものとしてデジタルミュージアムやインターネットもやるのですが、今言われたような教育委員会の連携ですとか、甲地先生からお話ありました横の連携については、今後の検討になると思っております。

○高瀬委員 ここで何を議論するのか、あるいは、協議会のほうでどういうところまでやっていただくのかという、役割分担みたいなのがちょっと分からなかったのですけれども。

○事務局（宮村） 協議会の事業としては、そういったものをまず展開できればいいと思っているところで、保護審議会の皆様に、こういった御意見をいただける場になれば大変ありがたいと思っているところです。

○高瀬委員 分かりました。私も全部行ったことあるのですけれども、かなり、利用者多いところと少ないところ、二極化していると思うのですね。白石なんかは区役所の中に入りましたので、すごく見やすいし、展示も明るくていいのですけれども、ほかの施設は何かしたほうがいいなというふうに思っていますので、その協議会の答申とかアイデアを見てから、またもう一回てこ入れしたほうがいいのではないかなというふうに思っています。ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

どうぞ、田山先生。

○田山委員 郷土館、私ちょっと、あしりべつ郷土館の仕事を一緒にしているのですけれども、郷土館によっては、ホームページすら更新が大変なぐらいな人材状況です。展示物についても、きちんと管理して新しくするとか解説ついているところが、なかなか少ないということで、大変様々な課題が、このアンケートの中にあるように高齢化、来る方が少ないとか、もう課題ばかりなのですけれども。もしかするとやれる可能性があることとしては、Wi-Fi環境を整えるというのは、来た方もそうですけれども、ネットワークをWi-Fiで組むことができるので、そういうことに、補助金ではないけれども、そういうことができる人を、一定期間入っててこ入れをするというようなことをすればいいかな。つまりWi-Fi環境の整備、ネットの整備を行えば、それぞれの郷土館がつながるのでいいのではないかなと思います。

ちなみに、学校は今GIGAスクールになっておりまして、私、あしりべつ郷土館のときに解説しましたけれども、全て子どもたちがタブレットを持ってきていました。タブ

レットを持って映して自分たちでテーマを決めてやっておりました。私たちは必要に応じて解説するという形をとっていたので、タブレットをみんな持っていますし、ネットでつながっていない学校はないので、全てこの郷土館できます。

あしりべつ郷土館は、大変不便なところにあるので、みんなバス代をかけて来ます。そういう状況の郷土館って結構あって、バス代をかけてまで行くほどの大したことはない小さい郷土館となれば、Wi-Fi環境、ネットのデジタルをうまく活用していくということも考えてもいいのかな。それにしても、郷土館で解説をできる人というのがまた、大変限られた郷土館しか、あとの半分以上は説明ができる方がいない。それから、全て学芸員という名がつく方がいらっしやらないので、ほとんどボランティアの歴史好きな人、地域を愛しているおじさんの方たちが一生懸命やっているというレベルだったので、ネットワーク環境をどうするかというのは一つ、今これからの学校社会では協議が大事かなと思います。

○神委員 もちろんネットワーク環境というのは重要で、すごくいろいろな情報を得られるのですけれども、やっぱり郷土館の役割というのは、現物、実物のものを見るということが一番大きな体験になると思いますので、不便なところにあるものはもっと便利なところに移すとか、もっと身近に感じられるような環境を整えてあげたほうが、より触れる機会が増えていいのではないかなと考えます。

○谷本会長 貴重な御意見ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

私の個人的な印象で言えば、先ほど高瀬先生がおっしゃったようなことがありますので、文化財保護の観点からすれば、デジタルミュージアムで資料の集約、発信、大変重要なことだと思うのですが、資料をきちんと整理をして、保存していく体制をとる、ということですね。古文書だったり、あるいは民具であったり、様々な歴史資料がこの13の資料館に収蔵されていると思います。これらの貴重な資料を、なるべくちゃんとリストを作って、廃棄されないように保存していくというのは重要なことだと思います。ですから、先ほど内山先生が一番最初に御指摘になった学芸員というのは、もちろん学芸員の先生を13の資料館にずらっと並べるとするのは難しいのかもしれませんが、ボランティアの方だけに資料の管理をお任せするのではなく、専門家をしっかり配置して、資料を未来に向けて保存、利活用できるように伝えていくという仕組みづくりというのも本来は必要なのかもしれないなど。これは私の感想ですけれども思ったところです。なかなか、先ほど富士田先生がおっしゃったようにお金の問題というのがあるのだらうと思いますが、札幌の歴史、文化というものを保護、保存していくためのことだと思いますので、中長期的にお考えになる必要はあるのかなというふうに、これは感想として思いましたので、この際申し上げておきたいと思います。

○田山委員 どちらかという郷土館については、今までほとんどこういうふうに調査も入っていなかった状態でした。今回、詳しく調査したり、つながりを持って調べているということは大分熱心にやられてきているので、課題はたくさんあって解決する問題が多い

のですけれども、こういう姿勢で調べていって、これらを上手につないでいけば、とても大事な文化財が地域に残っていますので、これを何とか大事にしていっていいかなと思っ

ています。
ちなみに、文化財課の直轄ではないのですけれども、教育委員会では、学校の中にある郷土室というのがあります。古い学校には郷土室があります。例えば山鼻小学校のような学校はすごく立派な郷土室があって、そこで勉強ができます。こういったものを含めて、何かうまく、今までほとんど日の目を見ないというか、そういうのがあったのも知らないとかというレベルだったので、今回すごく丁寧に郷土館を調べてくれているというのはとてもいいと思うので、問題はこれからどうしたらいいかというのを考えていっていいと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

時間も進んでまいりましたので、次の議事に移りたいと思います。

議事のうちの、Ⅲ番、政策事業の2、文化財施設等保全事業について御説明をお願いいたします。

○事務局（澁谷） 文化財施設等保全事業につきましては、私のほうから説明させていただきます。

引き続き資料の6ページを御覧ください。

当該事業は、文化財施設の適切な保存のために、事後修繕に頼るのではなく、予防的修繕を計画的に実施することを目的として、平成29年度に事業化しまして、現在も継続しております。令和2年度からは、施設の耐震化も事業として位置づけたほか、令和3年度からは、対象を文化財課所管の郷土資料館にも広げて対応しております。詳細は、別添資料のほうで説明します。40ページを御覧ください。

こちらの1番、概要ですが、当該事業は、文化財課所管の文化財施設及び郷土資料館について、保全計画に基づいた計画的な保全改修を行う事業として位置づけております。耐震化未実施の施設については、耐震診断を実施しまして、保全改修に併せて耐震改修を行うこととしております。米印のところ、耐震改修予定施設を記載しておりますが、これについては、詳細を後ほど別の資料で御説明いたします。

2番の経緯の部分につきましては、先ほどの6ページの説明とおおむね重複していますので割愛させていただきます。

3番、これまでの実績につきましても、平成29年度から令和2年度の実績の部分については昨年度第1回の審議会で説明した内容と重複していますので割愛させていただきます。

ただ、1か所訂正がございまして、令和2年度のところで、3行目に耐震診断（清華亭）、米印で「詳細は別添資料8参照」とありますが、消し忘れですので削除願います。

その下の令和3年度ですが、計画に基づく修繕を行ってございまして、令和3年度は旧永山武四郎邸、新琴似屯田兵中隊本部、この2施設については、外壁ですとか建具の修繕を

実施しております。それと、ほか5件というふうに括弧書きで書いていますけれども、この内訳としましては、時計台が電気火災警報設備機器の設置、清華亭が危険樹木の伐採を含む樹木の剪定を行いました。それと旧黒岩家住宅については照明のLED化、札幌村郷土記念館のほうで館内のコンセントの取替、手稲記念館で照明LED化という、主に五つの修繕等を行っております。それと令和3年度、耐震基本設計ということで、清華亭のほうで設計業務を実施いたしました。こちらについては、昨年12月の審議会で、耐震補強の工法を4パターン示させていただいて、そのうちどれを選定するかといった詳細の説明をいたしました。当時の説明どおりの結論に落ち着きまして、令和3年度、予定どおり基本設計業務を完了しております。

42ページのほう、別添資料6というA3の大きなページですが、こちらが昨年度の清華亭の耐震改修基本設計の成果品の一つであり、概略工程表ということで提出してもらっています。こちら、想定としては来年度、来年の5月からの工事となりますけれども、仮設工事が5月に入りまして、外部仮設工事が6月から。外壁は6、7月には取りかかって、内部新設基礎、土台も6、7月。外部土台取替、柱脚の金物ですとか、そういったところの作業が夏場、秋にかけて続いていきます。内外部とも、耐震補強工事の耐力壁の設置の作業が9月、10月、小屋裏補強工事、屋根工事も10月、11月。その後、煙突、電気設備工事、こちら電気設備工事については、6月頃から入るものと主に9月以降に実施するものと分かれております。設備に関しても、機械設備工事が6、7月のあたりと10月、11月あたりに分かれるものが予定されております。外部の機械設備工事ですが、こちらは給排水等の地中に埋まっている管の更新ですとか、敷石を取り外しての作業といった外部工事が最後のほうに実施されます。全体としては、雪が積もってしまう前に、12月中には完了するような見込みで計画しております。こちらにつきましては、今年度実施設計業務として発注しておりますので、後ほど、令和4年度の事業の説明のところでまた詳細にお知らせいたします。

一旦、41ページのほうに戻っていただきまして、令和4年度の計画です。一覧表になってはいますが、令和4年度、大きく修繕と耐震と展示に関する業務を予定しております。

修繕のほうは、施設名のところにございますとおり、時計台、豊平館、八窓庵、旧永山武四郎邸、旧黒岩家住宅、札幌村郷土記念館につきまして、御覧の作業を予定しております。

耐震のほうは、先ほど申し上げましたが、清華亭の耐震改修の実設計が今年度既に契約となっております。黒岩家住宅についても、今年度は耐震診断を実施いたします。

この清華亭の今年度の耐震改修実施設計（補強および保全改修）とございますけれども、ここには書いていないのですが、実施設計とは別に、清華亭の耐震改修実施設計に対する技術指導業務というのを別途発注する予定でおります。技術指導業務の概要ですが、

実施設計の受注者である設計者が、来年度工事を発注するための具体的な図面を作成していくに当たって、専門的な協議が必要となった際、専門家から指導を受けるというものです。設計者からの質問を受けた際に、その都度、文化財保護審議会を開催すると、設計のスケジュールのほうにも影響が出ることが予想されますので、それを補うものとして、建造物の保存・修理の専門家に技術指導業務として請け負っていただいて、想定としては、今年7月、8月、11月の3回ぐらいのタイミングで指導助言を受けたいと考えております。人選はこれからなのですけれども、昭和50年代に大規模改修をしたときに調査に加わってくださっている方ですとか、保護審議会でも長く委員をされているような方から考えております。ただ、そういった補うような技術指導業務は別に発注しながらも、これまでどおり審議会のほうでも、大きな方向性が示せるタイミングではお諮りしながら進めさせていただきたいと思っていますので、これについては御了承いただければと思います。

41ページの令和4年度の計画のほうに戻っていただいて、展示という項目が一つありますが、清華亭のほうで、この耐震補強工事に併せて、ある程度リニューアル的な改修できるように予定しておりますので、それに併せて展示物の改善も考えておりまして、それに向けた実施設計業務を今年度出しております。

こちらについては、添付の資料の44ページのほうに、写真入りの両面のカラーの資料がありますが、今日は頭出しとして、展示関係の実施設計の仕様書の一部をご説明します。例えば、清華亭の出入口のところの立派な門柱ございますが、この辺りの入り口を示すサインが、現状ですとラミネートしたものをフェンスにつけている状況だったりもしますので、こういったところを統一的な見た目のものにするですとか、館内入った玄関の辺りも、若干雑然としてきてしましまして、コロナの関係でいろいろなものを置いていたり表示したりしてしまっているので、そういったものも整理できればいいなと思っています。

内部の展示は、基本的には現状のものを活用する方向で考えているのですが、何分日本語だけの解説になっていきますので、英語表記を併記するですとか、そういったところで少し利便性をアップできるような設計を想定しております。

こちらについても、この保護審議会の中で途中経過をお示しさせていただいて、皆様から御意見をいただきたいなと思っていますので、今日のところは一旦頭出しというところで御紹介でございました。

次に41ページに戻っていただきまして、5番の今後の予定でございます。一旦こちら、令和5年と6年、文字で羅列しているのですけれども、「詳細は別添資料9」と書いているのですが、「9」が誤りで「7」でございます。大変失礼いたしました。

別添資料の7のほうで、A3サイズの横置きの大きい一覧があるかと思えます。ページ数で、43ページになります。

こちら、令和2年度から令和13年度までの保全事業の想定スケジュールを示しております。今年度のところまでは一旦予定どおり進めていくものとしまして、令和5年度から

の5年間の部分、ちょっと黒い、太い四角で囲っているかと思うのですが、これが今、中長期計画、一番下に「アクションプラン2023」というふうに示しており、札幌市の中長期計画のほうにのせていきたいと考えておりました、現時点ではまだ事業と予算を発案しているところなので、まだ確定ではございませんが、おおむねこのような内容で実施したいと考えております。

一番上から、清華亭は、もう既に今年、実施設計が進んでいますので、想定どおり、極力これは来年度からの工事を進めたいと思っています。

黒岩家住宅に関しても、今年度耐震診断実施いたしますので、その流れでいくと、基本設計を来年度実施しまして、その後、実施設計、工事というふうに4か年かけて耐震補強をしていくようなイメージでございます。

それ以外の施設についても、前回の大きな改修からおおむね何年空けてというところで、ほかの施設ともバランスはあるのですけれども、劣化状況を見ながら、今のところこういった形で想定をしているところです。

その中でも大きいところとしては、一番下の時計台の内部と外部というふうに示しているのですが、前回平成30年に、外壁改修を大々的にやっけていまして、塗装を塗り替えているのですけれども、このとき休館をしての作業でしたが、そこからおおむね、休館が頻繁にならないようにという配慮をした上でですけれども、オリンピックが2030年度に実現した場合は、たくさんのお客様が札幌市にお越しになることとなりますので、その前には、休館した大きな改修工事を終わらせてお迎えできるようにという想定で予算要求をしていきたいと考えています。

今後の予定については以上でございまして、もう一度41ページのほうに戻っていただきまして、6番の課題の部分ですけれども、改修工事については、耐震改修工事は数か月ですとか1年程度の休館が必要になる見込みですので、事前調整、周知、休館中の対応、代替展示等するのかしないのかということも含めて検討する必要があると考えております。

また、工事では、壁を解体して補強するなど大がかりな改修になることが見込まれますので、当然のことながら、文化財的価値を損ねることなく、可能な限り既存材料を使用するなどの対応を引き続きしていきたいと考えております。

文化財施設等保全事業の説明については、以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

Ⅲの2、文化財施設等保全事業について、別添資料の主に5に基づいて、6、7、8含めて御説明いただきましたが、御意見、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

照井先生お願いします。

○照井委員 御報告ありがとうございました。

清華亭のほうの実実施設計における技術指導業務、大変よろしいのではないかというふう

に思います。

いよいよ工事のほうの工程が出ていまして、以前のこの審議会の中で、工事業者を選定するときに、やっぱり文化財なものですから、ある一定の技量を持った人が工事できるような何かいい仕組みが考えられたらということをお願いしたことがあると思うので、少しこれとともに、工事これから発注する前に、何か報告が取れるといいのかなというふうに思っております。

以上です。

○谷本会長 今ちょうど照井先生から御意見、御指摘をいただきましたけれども、清華亭の保存・修理に関して、専門家の方に技術指導業務をお願いすることについて、この審議会の先生方にお諮りをして御了承を得たいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、そのように専門家の先生に御指導いただくようにしてください。

○事務局（澁谷） ありがとうございます。

○谷本会長 ほかに、文化財施設等保全事業の説明について御意見、御指摘等ございますでしょうか。

お願いいたします。

○高瀬委員 前回の会議のときにお伺いすればよかったのですが、全く素人なので伺います。清華亭の改修は、今回40数年ぶりぐらいだと思うのですが、今回の工事であとどれぐらいの期間をもたせるつもりなのでしょうか。

○事務局（澁谷） 大規模改修のサイクルというのが、建物の構造ですとか規模ですとか、使われている素材によってなかなか一律にというのは難しいところではあるのですが、基本的には、今回のような大規模な手を入れた場合は、二、三十年は一旦、休館しての大規模改修はしなくていいように想定しています。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○甲地委員 修繕、改修等があらかじめ保全事業としてスケジュールされて、それに沿ってされていると思うのですが、御存じのように前年度の冬は物すごい大雪で、私どもの勤務先もあちこちが壊れていたり、いろいろな不具合が出て、思いもかけない修繕を要するような実態になっているのですが、この予定に上がっている施設等で、そういった大雪のために急遽修繕を要するとか、そういったようなことはなかったのでしょうか。

それから、ここに上がっているものだけでなく、広く札幌市の文化財として位置づけられているもので、何かちょっと、これは放っておけないぞみたいな不具合があったものというのではないのでしょうか。

○事務局（澁谷） まず一つ目の今シーズンの雪の影響なのですが、おっしゃると

おり、雪の重みのせいで、清華亭の裏口の警備員が出入りするドアがゆがんでしまって、鍵がかからなくなったですとか、屋根の雪の重みで内壁の仕上げが圧縮されてひび割れて、モルタル状のものが剥がれ落ちてきてしまったりですとか、そういったところはお出しております。

それと郷土資料館のカテゴリーで出ていますけれども、つきさつ郷土資料館では、屋根のトタンがめくれてしまうような場所も出ていまして、これらの対応は既に終わっている状況です。

二つ目の御質問のほう、すみません、ちょっと聞き漏らしてしまいました。

○甲地委員 札幌市の登録文化財とか、登録までいかないけれども、いろいろリストアップされている、いわゆる建物系の文化財でも、そういったような雪害って結構あったのではないかと。そういったことについてはどのような対策があるのでしょうか。

○事務局（澁谷） 今のところ、登録ですとか指定になっていないものについては、こちらでも雪害に関する情報を報告するような仕組みにもなっていないこともありまして、正直なところ、把握できていないというのが現状でございます。

○甲地委員 ありがとうございます。

○富士田委員 植物園内にある宮部金吾記念館の屋根が、今年の大雪でトタンがめくれました。札幌市さんはいいなって、話を聞いていたのですけれども、中長期的な北海道大学の中の文化財の予定を立てても、委員会で立てられたらしいのですけれども、お金がないってことでカットされてしまいました。うちの宮部金吾記念館のトタンがめくれたのはそのままにしておけないので、自分たちで直す、借金してもしようがないかなど。文化財、そのまま放置できませんから、直しました、この間。どこに言ってもお金は1円も出てこないの、もうしようがないなという感じなのですけれども。

ここにいろいろな札幌市内にある文化財の一覧表がありますけれども、どこが管理しているかということで、手の入れ方も違っているような状況になっていますので、札幌市さんの管轄ではないのかもしれませんが、今の先生の御質問のように、今年のような大雪があったときには、札幌市内にある登録しているもので被害があったのかどうかということを、札幌市さんのほうで一括して情報を集めるようなシステムみたいなものをつくっていただいてもいいのかなど。そういう情報を集めることによって、今後の管理にもそれが、こういうときにはこんなことが起きるのだという事例として生かせると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

○事務局（澁谷） 貴重な御意見ありがとうございます。

○富士田委員 意見でも何でもなかったのですけれども、こちらの事情をお話しさせていただきました。

○谷本会長 宮部金吾記念館は国指定登録文化財でしたね。

○富士田委員 そうなのですね、トタンがやっぱり。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○照井委員 今年が清華亭の展示物の実施設計ということで、全体の計画の中でも、そのオリンピックまでに時計台のことだったりとかというのを考えておられるので、ほかの建物もこれから手を入れていくときに、サイン計画とか、そういうようなことを、それぞれの文化財に合ったということもあろうかと思うのですが、全体として何か統一感があるとか、何かそんなようなことも少し考えられると効果的なプレゼンテーションになるのではないかというふうにも思ったりしましたので、個人的なこれは意見ですけども。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今幾つか御意見等ありましたので、御参考にして進めていただければと思います。

続きまして、議事の最後のIV番目ですけども、札幌市の文化財保護制度の在り方について、これについて御説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） 資料は6ページを御覧ください。

札幌市の文化財保護制度の在り方について、御説明いたします。

この議題につきましては、令和2年度第1回審議会の報告事項となりまして、現状として、20の政令市の中で最も指定件数が少なく、札幌市文化財保護活用地域計画を策定した際の有識者からも、積極的に指定を考えていってもよいのではと意見があったことなどから、市の指定制度について検討していきたいという報告をさせていただきました。その際、地域ごとで状況は異なることもありまして、単純に指定件数が多ければよいという問題かという部分はあるけれども、札幌市の方向性を考える上で、より指定が進んでいると思われる他都市の指定基準や指定候補の把握方法など、指定に至るプロセスについて調査を行った上で検討を進めるべきとの意見がありました。また、指定により現状変更等の規制がかかる一方、所有者にとってのメリットが少ないと感じられることから、指定を進めるためにはこうしたメリットを提示することも重要との御指摘があり、それらを踏まえて、令和2年10月に、政令指定都市を対象に市指定文化財制度等の運用等に関する現況調査、そして令和4年1月に、政令指定都市を対象に価値評価基準に関する追加調査及び道内市を対象に市指定文化財制度等の運用等に関する現況調査を行ったものでございます。

資料は46ページの別添9-1を御覧いただけるでしょうか。

タイトルの下、札幌市が抱える文化財保護制度に関する主な課題になります。

これまでも審議会の中で御説明してきたことや御意見をいただいたことなどから、市指定制度における課題としまして、文化財保護条例にもありますけれども、「市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、所有者及び権限に基づく占有者、保持者又は保持団体の同意を得て、市の文化財に指定することができる」とありまして、詳細な価値評価基準がありません。また、過去に行った調査ではございますが、候補物件の把握は、現在のところ不十分な状況ではないかと考えているところです。加えて、所有者に対して、市の指定となる際のメリットを示せていないことが課題として挙げられます。こういった状況

から、現状といたしましては、市の指定文化財が政令市の中で最少であったり、また、守るべき文化財が、その価値が見いだされなまま失われる可能性があるのではないかと考えられるところでございます。

その下、これまでの指定都市等への調査結果、過去に報告した案件も含まれますけれども、1、候補物件の把握について、令和2年度の調査結果になりますが、最も多かった方法といたしましては、各都市が実施する文献調査等の事前調査というのが19都市、札幌市を除きますので全ての都市が行っているという回答になっております。次いで、外部からの情報提供が17都市、さらに、審議会からの建議が10都市という結果です。つまり、どの指定都市も事前調査が候補物件の把握のベースにあるが分かっております。

次に、2、公共以外の所有者にとっての市の指定となるメリットの調査になります。こちらも令和2年度の調査になりますが、ほぼ全ての都市が補助金等の経済的支援と考えておりまして、次に、知名度向上が挙げられておりました。維持コストが大きい文化財にとっては、経済的支援というのは必須であると考えられているという結果になるうかと思っております。

次に、3、詳細な価値評価基準についてでございます。こちら、別添資料としましては次のページの9-2からの調査になります。令和3年度の追加調査の結果になりますが、(1)としまして、市指定文化財の指定件数と詳細な価値評価基準の関係性でございます。直近5年間の市指定文化財指定数上位9都市のうち、詳細な基準があると回答したのは3都市で、49ページの資料を御覧いただくと分かるのですが、緑の網かけがかかっている都市が詳細な基準を持つ都市になっておりまして、上位9都市の中では、横浜、京都、大阪が基準を持っている都市になり、ほかの6都市は逆に詳細な基準がないという回答結果が得られております。

このような結果から、詳細な基準の有無そのものが指定件数に直結していないということが分かると思っております。つまり詳細な基準がないことが、すなわち指定が進まないという状況ではないところでございます。

その下の(2)詳細な基準の有無によるメリットとデメリットになります。詳細な基準があることのメリットといたしましては、対外的な説明のしやすさ、指定の公平性となっており、デメリットといたしましては、基準が抽象的にならざるを得ない。また、基準があることで逆に間口を狭めてしまうなどが挙げられております。

一方、詳細な基準がないことのメリットといたしましては、柔軟な指定ができる。過去の指定物件との均衡を図ることができるになっており、また、デメリットといたしましては、客観的な判断根拠に欠ける。未指定であることの説明が難しいことが挙げられておりました。

次に、4、指定基準や指定プロセスにおける北海道ならではの特徴についてでございます。結果としては、多くの市町からは「特になし」との回答でございまして、北海道ならではの特徴的な指定に関して特記すべき情報は得られなかったということになります。

これらの調査結果の関係資料については、57ページから86ページの別添資料9-3となりますので、そちらで御確認いただければと思います。

次に、2、未指定・未登録の文化財における課題について御説明いたします。資料は引き続き46ページになります。

これは令和2年2月に策定いたしました札幌市文化財保存活用地域計画にも載っている課題でございまして、また、市議会でも話題になったものでございますが、貴重な財産である文化財が、その存在や価値を知られないまま消滅、散逸してしまう事態を避けるためにも、今後も市民や事業者等と連携し、幅広い文化財を掘り起こす取組が必要となっております。そこで、市指定における課題とも非常に共通する部分が多いことから、同時進行的に進めていく必要があると判断したものでございます。また、こちらについても価値評価の基準がなく、候補物件の把握不十分。また、所有者への支援策がない状況となっております。

こういった中、現状といたしましては、守るべき文化財がその価値が見いだされないまま失われている可能性がある状況と考えられることから、具体的な価値評価の手法について整理し、適切な保存・活用につなげていく必要があると考えているところです。

これらの状況等から今後の検討事項としましては、一番最後になりますけれども、一つ目としましては、既存制度も含めた文化財を守っていくための手法の検討が必要となっております。2番目としましては、効果的な物件把握の手法についても検討が必要となっております。また、三つ目としましては、経済的支援の手法についても検討が必要と考えており、また過去の市指定の理由につきまして、資料の87ページを御覧いただくと、9-4の一覧に、現在の市の指定文化財の一覧表がついておりまして、一番右のほうに指定理由が書かれております。今後、指定を進めていく上では、例えば建造物の場合は、建築年数や過去の指定理由を参考としながら取組を進めていかなければならないと考えているところでございます。

私のほうの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

議事のIV番、札幌市の文化財保護制度の在り方についての御説明いただきました。この件は、これまでもこの審議会で議論をしてきたところでもありますけれども、昨年度の3回目の保護審議会が開催できない状況になった。これはいろいろな、今回大変な努力を仕掛けていただいて、全ての政令市からの情報を集約するなど、これにかかる時間がかかったということは理解しておりますけれども、それで今回、調査結果ですね、内容について御説明をいただいたと、理解しております。

今日、委員の先生方に御議論いただきたいのは、まず、この審議会これまで何度か議論してきた市の文化財の指定制度における課題だけではなくて、未指定・未登録における課題というのでしょうかね、先ほど甲地先生や富士田先生からも、富士田先生からは、登録はされているのだけれどもという話でしたけれども、未指定のものをどういうふうに

ケアしていくのかと、こういうことについても検討していく必要があるのだらうと思います

具体的には、この最後に示されました三つの今後の検討事項ですね、これに沿って、各先生方の御専門の立場から御意見、御指摘等いただく機会になればと思っております。もちろん今回このような形で初めて出てきた話ですから、今回は頭出しといいたいでしょうか、第1回目の今のところの御見識をお伺いできればと思います。今後、検討は続けていくことになるかと思えますけれども、今の段階での御印象、御見識、御意見などいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**今井委員** ちょっとその前に資料について確認。61ページの道内の市町村に対する照会で、東川町がすごい桁が多い数字なので、これは実際こういう数字なのかちょっと確認したかったのですけれども。

○**谷本会長** いかがでしょうか。これは、東川は写真のまちでございまして、この数字は写真の枚数なのだそうです。東川町は全道の自治体の中で少し数え方が、ちょっとイレギュラーな数え方のようで、今井先生の御指摘はごもっともだと私は思っております。それでよろしゅうございますね、宮村さん。

○**事務局（宮村）** そうです。写真文化が非常に進んでいる町ということで、ゆかりのある文化人からの貴重な作品を数多く寄贈を受けたというところで指定が進んでいるとアンケートの中に記載されています。

○**谷本会長** ありがとうございます。ごもっともな御指摘だったと思います。

ほかに何か、資料の数字の確認とかでももちろん構いませんが。

○**高瀬委員** 今、未指定のものの扱いについて、候補物件の把握が不十分だという現状はあるのだと思うのですけれども、何かそのストックのリストみたいなものとか、そういうものというものはあるのでしょうか。

○**事務局（宮村）** 過去に保存活用地域を作る際に、3か年程度かけていろいろな文化財を調査した札幌の文化財リストというものがあまして、こういったものがベースになっていくのではないかなと考えているところですが、建造物も含めまして、合わせて2,309件ほどリストに上がっている状況になっております。ただ、これも27、28、29ぐらいの3か年での調査ですので、それからブラッシュアップが一部不十分なところはあります。

○**高瀬委員** 考古資料の場合は、重要考古資料選定会議というのが文化庁主催であります。各都道府県の代表と、あと有識者が参加して、都道府県から推薦された数点の中からさらに絞り込んでいくというようなことをやって、最終的に優先度の高いリストというのを作って行って、それを重要文化財に将来的にしていくという形をとっています。リストだけあっても、その中でやっぱり優先順位をつけていくということが必要だと思いますので、それを具体的な作業としてやるような会議体のようなものがあるとスムーズに進んでいくかと思えます。文化庁は本当に、なるべくたくさん未指定のものを指定していきたい

というような、そういう姿勢がみなぎっていますので、自治体のほうもそれに応えて活発に議論していく会議体です。こういうものがあると進むと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。今、考古学の分野の専門的な観点からの貴重な御意見をいただきました。この際、ほかの専門分野からの観点で、今後どういうものを未指定・未登録のものから指定・登録に上げていく絞り込みのためのアイデアなどがあれば、ぜひ先生方からお示しいただければ参考になるのではないかなと思われるのですけれども、いかがでございましょうか。

○富士田委員 2,309件上がっているというお話でしたけれども、それらがある程度、文化財と言っているものの中身によって区別というか、何が何件というふうになっているのですか。例えば、建物が何件とか遺跡が何件とか、そんな感じで区別されていますか？多分、それらを文化財に指定するしないという議論も、どういうものなのかで議論も違ってくると思うので、せっかく2,309件上がっているのですしたら、どんなふうになっているのか、ちょっと御説明いただけたらうれしいのですけれども。

○事務局（宮村） 大分類、中分類、小分類という区分になっていまして、例えば大分類ですと、不動産ですとか動産です。

○富士田委員 今、内山先生が見ていらっしゃるのがそうなのでしょう？どんなふうになっているのかなと。

○照井委員 これがまた、今残っているかどうかというのは。

○富士田委員 分からないのと、個人のお宅だったりとかすると、なかなか難しいのではないかと。でも、これだけのリストがあったら、ある程度どういう視点で議論したらいいのか、できるかもしれないですね。

○事務局（宮村） 景観要素だったり自然物だったりもございます。この資料の巻末には人物だったり団体だったり、そういったものも入っておりますので、全てが指定とか登録につながっていくようなものにはなっていないというのが、このリストかと思います。ただ、このリストにつきましては、市民のアンケートや町内会の会長さんのアンケートなどもあった上で選定している中身になっております。

○谷本会長 このリストはどのような方法で把握なさったのですか。

○事務局（澁谷） 過去に保護審議会の委員をやっていただいた角先生の「れきけん」さんのほうに委託して調査をしていただいた。

○谷本会長 リサーチしていただいたということ。民間のそういう団体からということだそうです。

○神委員 札幌市さんが指定した文化財に関しては、経済的支援をどうするかという基準みたいなのは、できたものあるのですか。

○事務局（宮村） 札幌市の指定した物件の補助基準になるのでしょうか。札幌市の補助については、実績としまして、無形文化財の丘珠獅子舞に対する補助金以外、補助事例がないのが実情です。これは市の指定文化財の中で民間が持っている物件というのが、宗教法

人の仏像と文書だけでございまして、無形文化財保存伝承事業も、獅子舞以外は、札幌市の補助が必要とされておらず、札幌市の持ち物が指定文化財になっている関係で補助をする必要がなく、先ほどの保存計画の中で保存されてきたというのが実績です。

○神委員 これからどうしていくとなると、市の所有化、市有化ということなのか。

○事務局（宮村） 今後増えていったときには、民間の所有する指定物件も出てくる可能性がありますので、そういったことのためにも補助金の制度の運用方法について、経済的支援の方法について検討したいというところになります。

○神委員 例えば、今あったリストに上げられている方で、所有者が経済的支援がなくても、指定をしていただいたらある程度箔がつくということで、それを自己負担で将来修繕して保存していきたいのだという人が、そういう物件については積極的に指定していくかですね、そういうことはできないのでしょうか。

○事務局（宮村） 指定するに当たって、経済的なものだけでなく、当然指定されるための歴史的な価値であったり、意匠的な価値であったり、そういったものがクリアされていけば、当然市の指定になってくることになると思いますので、指定されたときに御自身で私財を投入してやりますというのはもちろんあると思います。

○神委員 そうですね。今あったリストにある物件については、ある程度クリアされているわけですね。全てとは限らないですけども。

○事務局（宮村） いえ、そういったもののリストではないです。

○神委員 このリストの中である程度価値基準を設けて、ですから、既存の指定物件に当たらないような価値があるだろうという物件をピックアップして、所有者に打診をすることかですね。

○事務局（宮村） そういった動きが必要になってくる可能性は当然出てくるのかなと思います。

○神委員 積極的に増やそうということであれば、手っ取り早くそういう手段もあるのかなと。

○事務局（宮村） そういう手法も検討の課題としては、持っているところです。

○神委員 私ども北海道遺産協議会なのでですけども、北海道遺産を自薦という形で、全道から自薦してもらって、その内容を審査して、それで指定するとか、それはあくまでも金銭的な支援全くなくして、申請する方がこれを大事に、北海道の人が大事に貴重な財産として後世に引き継ぎたいんだという団体の思い入れがあって、なおかつ客観的な価値がある、そういうものについては指定していきましょうということで手続を進めておりますので、そういう手法もあるのかなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。照井先生、お願いいたします。

○照井委員 現状の46ページの、守るべき文化財がその価値を見いだされないまま失われる可能性があるということに対して対策を考えたいということと、それから今お話しが

あった、文化財候補を守りたいというような人たちから手を挙げてもらうというようなことを考えた場合には、一般の人たちが分かりやすく、文化財候補の基準となるものがかかっていないと、上げるほうも上げられないし、一般の人がどういう基準なのかとか、評価の視点を持っているのかということが多く知られているほうが、やっぱりみんなの力が出てくるといいですかね、そんなようなことがあろうかと思うのです。

今回の調査の結果として、市指定の文化財の数と、それから独自の基準を持っているかどうかということに関しての相関関係はないにしても、今日配っていただいた道の指定基準はあるのですけれども、細かいところまでなくても、例えば文化財以外のものとしては、歴史的地域資産と呼ばれるものがあるかと思うのですけれども、そういうものに関しては歴史的価値、地域的価値、文化芸術的価値、環境的価値、活用価値、あと思い入れ価値というふうに評価価値基準というかな、視点をそんなふうにまとめたりとか、そんなようなことをされているところがありますので、細かい基準ではなくても、どういう視点を持って見たらいいのか。それから、行政の方々も部署がずっと変わっていくと思うのです。行政の方々もそういう基準が書いて、分かりやすくあると、担当の方が変わっていても、それが受け継がれていくといいですか。細かい基準がなくても、どういう観点なのかというようなことを、札幌市さんとしても少しまとめていって、それを広く公表するということが、この行政は今日明日という話ではなく、長らく続いていかなければ駄目なことだと思いますので、そんなこともちょっと考えていただけると、今後の検討事項の少し足しにはなるのかなと思います。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。御意見等いかがでしょうか。

詳細な基準を決めるというよりは、方向性、観点を示していくべきだという、こういう御意見ですね。

○照井委員 それは基準になっていくのかもしれないですし。

○谷本会長 いかがでしょうか。

先ほど今後の検討事項の①、②、③がある中で、③番ですかね、経済的支援があるとなれば、具体的にどういう補助が適切かという、こういう観点で神先生から御意見いただきましたけれども、これについていかがでしょうか。先ほど雪が降って修理が必要という、甲地先生、富士田先生からの御意見が出ていましたけれども。

ところで、登録制度についてですけれども、市の登録文化財というのは今、この9ページのリストの中ではどれに当たるのですかね。市の登録というのはないのでしたっけ。

○事務局（澁谷） 市の登録はないです。

○谷本会長 今、市には登録制度がない？

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 そうですか。分かりました。失礼いたしました。そうすると、登録制度をど

ういうふうを考えていくかということも議論していく必要があるということですね。

○事務局（宮村） 市の登録制度は、文化財保護法が改正されて、今年の4月から施行されている登録制度のことだと思うのですが、指定の在り方検討の中には、指定の基準だったり詳細なことだったり、また、北海道の登録制度、こういったところの情報を引き続き入手しながら、検討は進めていきたいと考えております。他都市でも、県の登録制度と市の登録制度との差別化というのでしょうか、そういったところで悩んでいらっしゃる聞いたことがあったものですから、それは札幌市も同様と考えておりますので、今後、北海道との関係も含めて検討してまいりたいと考えております。

○谷本会長 分かりました。失礼しました。

○照井委員 現状、札幌市の有形文化財の指定をしたときには、これを維持保全するためにこうしなければ駄目だとかというような条例みたいなものというのはあるのでしょうか。例えば、国の登録認定だと交付というのはありますけれども、市として何かこういうような機能はあるのでしょうか。例えば、外観を保全しなければ駄目だとか。

○事務局（宮村） 市の文化財になったことによって、何か条例等に定めがあるかということでしょうか。

○照井委員 はい。

○事務局（澁谷） 事前にお配りしている札幌市文化財保護条例、これが対応する規定かと思えます。これの中で、現状変更する場合は届出が必要ですか、という規定があるという、そのあたりの話でよろしいでしょうかね。

○照井委員 管理義務があるということですね。管理義務があるのだと、やっぱりそれを維持していくためには、特に歴史的なものは手を入れていかないと、必ず手を入れないとそれは残らないものなので、そうすると経済的支援なのかどうかということは別にして、手を入れないと残らない、残ってはいかない、専門の建物のことはそうなので。そうすると、残ったものに手を入れることをどういう手法でやったらいいのか、その一つの中に経済的支援があるのかと。ただ、何もしないとなくなる。存続はできない。手を入れないと存続はできないということは確実なこと、建物の場合はですね。なので、そのためにどういう手法があるのかというような検討の仕方もあるのかなというふうには思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。

○内山委員 札幌市の文化財保護条例の第15条の補助金のところで、市指定の文化財の保存、記録作成のために必要と認めるときは補助金交付、これとはまた別ということなのですかね、経済的支援という。ここでもある程度の、そんなにたくさんということではないでしょうけれども、少し予算を市のほうが出してくれる。

○事務局（宮村） 条例には、市の指定に対する補助というのは今の条文のところにあるところではあるのですが、現状として、例えば建物の場合だと、札幌市所有の建物しか今のところ市指定はないものですから、予算も補助金の確保というよりは、建物の保全の予算の確保になっている状況だと認識しております。

今後、民間所有の指定が仮に増えていったときに、民間の建物を補助するとき、こういった条文を使っていくとは思いますが、予算の確保も行政としてはやっていかなければならないと考えております。逆にこういったものを補助の対象としていくのかという部分も、修繕費ですとか、例えば建物をPRするための経費は補助対象費に含めたらいいのかですとか、そういった部分も検討の中には含めていかなければならないのかなという認識をしているところでございます。

○富士田委員 あまり詳しくないので的外れなことを言うかもしれないのですが、いろいろなグレードがあると思うのですが、国指定だったり道指定だったり市指定だったり。建物の話が出ましたけれども、現在、その建物に例えば住んでいる方がいらっしゃる、文化財の指定をされたらば、簡単に直せない、壊せないということで、指定してほしいという話を時々聞くのですよね。縛りだけはあるのだけれども、管理しなければいけないと言われても、それを維持できるだけの金銭的なバックグラウンドを住んでいる人が持っていないという場合は非常に厳しいと思うのですよね。それから、今の代、住んでいる方は、非常に愛着があるので、自分が生きている間は一生懸命やりますけれども、代が替わったら、例えば、次の代の方は、もうそのうちには住まないとか、その建物は要らなくなったときどうするのかといったような切実な実は問題があると思うのですよね。なので、指定するのは実はもしかしたら簡単なのかもしれないけれども、その背景に潜む部分はとても複雑と思うのですよね。今の市が持っているものだったらこういう形で、委員会でどうやって保全していくかというタイムテーブルができたりとかできるのですけれども、民間のものを指定するときにはどういうふうな、そういうデメリットの部分を補えるかということを考えないとなかなか指定の数は増えていかないと思うのですよね。

詳しくないのでありますが、文化財保護法でいうと上のほうの、上位の国のほうとかがかなり厳しいと思うので、指定されたものについては厳格に皆さん対応していると思うのです。民間のものとか、お寺みたいなどころだったらいいのですけれども。なので、札幌市の場合はどうするかということも念頭に入れて考えないと、なかなか指定するのは難しいかなという気がするのですけれども、どうなのでしょう。

なので、今、ここに札幌市の文化財保護条例というのがありますけれども、これを読むだけでは、指定されたときどうなるのだろうというのがよく分からないと思うので、もう少し具体的な、もし指定されたらどうなるのか、そこで保存しようと思ってお金がなかったときどうしたらいいのかというようなシミュレーションをしながらその辺を考えていくと、そして対策が取れば、もっと指定が増えるのではないかなと思います。すみません。門外漢の意見なのでありますが。指定されたくないと言って、急遽指定されそうになったら、家を改築したとか壊したとかという話聞いたことあるので、多分、指定されるほうは結構厳しいのかなという感じがしますので、ぜひお知恵を拝借して、その辺を考えていくことで数が増えることに、つながるかなと思います。

○谷本会長 貴重な御意見、ありがとうございます。今、市の指定文化財を見ると、丘珠

獅子舞は保存会ですけれども、それ以外の所蔵者は市役所とそれから宗教法人ですね。ですから、ここに個人が入ってくるときにどのようなケアが必要になってくるのかという点は、富士田委員がおっしゃるとおり、これから具体的に検討していくべき課題のような気がいたします。

○事務局（柏原） 今の条例の立てつけとしては、5条に記載ございますけれども自薦というか、いわゆる関係団体ですね、そのものに対しての権限を持っていらっしゃる方が推薦をするということが大前提なので、市の指定に関していうと、市が勝手に指定することはできないようにはなっているのです。ただ、一方で、今日も議論ございましたけれども、メリットがないことで、要するに散逸されているという現状もあるということは事実ですので、それが経済的な支援なのかどうかも含めてですけれども、方向性としては緩やかに指定を増やしていく方向であるとするならば、市民の方なりお持ちの方に納得感を持っていただいて、手を挙げていただけるような仕組みというのを考えていくことが大切なのかなと考えております。

○谷本会長 登録制度をつくるかどうかという点を含めて、検討していくべき課題かなというふうに感じます。

○照井委員 先ほどの補助、補助金をどうするのかといったときに、修繕、具体的な修繕とかということだけではなく、できれば、その建物、例えばPRして、そこの建物で収益を上げて、その建物自体で国の修繕ができるような仕組みのための補助とかですね、そういうことができれば、難しいと思うのですけれども、でも、そういうことが常に税金という形ではなくて、これから民間のものが増えていくということを考えた際に、税金を使うのは、ここの民間のシステムがうまく回るために補助をすることができないのか。その観点もあると補助の在り方の間口を広げるといいますか、そんなことも考えていただけるといいのかなというふうに思いました。

○神委員 今、照井さんの意見に関連してなのですけれども、全国的に古民家を使った民泊とか、古民家を使ったレストラン、喫茶店、そういったものが非常に人気が高いということで、手がけていらっしゃる方がたくさんいるので、今、照井さんがおっしゃったように、新たに起業する場合の助成金を入れるとか、何かほかの、文化財保護以外の経済的な支援する手法もあると思いますので、そういう形で活用していけば、一石二鳥といいますかね、文化財自体が利益を生み出して、またそれを存続していくと。その収益で修繕もしていくというような形で、もっと積極的に活用したほうがいいですよ。そういうのはね。

○谷本会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

札幌市の文化財保護制度の在り方については、今後もこの場でも検討を進めていく案件になろうかと思っておりますので、事務局におかれましては、今後これに関してより検討を進めていただいて、改めて審議会の場でも議論を深めさせていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

では、これで予定されていた議事は全て終了になりました。皆さんどうもありがとうございます。

このほか、事務局から何か事務連絡等ございますでしょうか。

○事務局（宮村） 次回の保護審議会の予定につきまして御連絡させていただきます。

次の審議会につきましては、今のところ、8月下旬ないし9月上旬ぐらいに第2回目を開催したいと考えております。議題といたしましては、今御議論いただいている文化財保護制度の在り方について、もう少し具体的な枠組みに対して御意見などいただければと考えているところでございます。

また、近日中に日程調整のメールをさせていただきたいと考えておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

また、次回も対面での開催を予定しておりますが、また新型コロナウイルスの状況によりましてはオンライン開催に変更する場合もございますので、御了承いただければと思います。

また、札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会の終了後は、会議の要旨を作成しまして、出席された委員に内容を御確認いただいた上で、これを公開する旨定めております。会議の要旨につきましては、会長が指名する委員2名から署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○谷本会長 ただいま、会議要旨の作成と委員による署名について事務局から説明がございました。会議要旨の署名委員を会長からお願いするということになってございますので、今日の会議要旨に御署名いただく先生につきましては、富士田先生と照井先生にお願いしたいと思うのですが、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局のほうでは、後日、会議要旨をお二人の先生に確認いただいた上で、両先生から署名をいただくようにしていただければと思います。

3 閉 会

○谷本会長 では、以上をもちまして、令和4年度第1回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができました。活発な御議論ありがとうございました。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 4年10月24日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人 照井康穂

署名人 富士田裕子